



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の一部について概要をご紹介します。

◆改正著作権法（1月1日施行）

音楽・映像にとどまらず「**著作物全般**」について**侵害コンテンツ（海賊版）のダウンロードが違法となります**。また、著作権侵害訴訟における**証拠収集手続の強化**や、不正なシリアルコードの提供が違法となる等、**アクセスコントロールに関する保護の強化**がなされます。

◇改正育児・介護休業法（1月1日施行）

より柔軟な看護、介護休暇の取得の実現を目指し、次の改正が行われます。

1日の所定労働時間にかかわらず、すべての労働者が**1時間単位での看護、介護休暇の取得可能になります**（いわゆる「中抜け」休暇を認めることまでは企業に義務づけられませんが、厚労省では配慮を要請しています）。

◆改正労働者派遣法（1月1日及び4月1日施行）

派遣労働者の保護、労働者派遣事業の適切な運営の確保を目指して次の改正が行われます。

《1月1日施行項目》

- ・派遣労働者の**雇い入れ時における教育訓練等の内容に関する説明の義務付け**
- ・派遣契約書の電磁的記録による作成が可能に
- ・派遣先企業における派遣労働者からの**苦情の処理に関する義務付け**
- ・日雇派遣での解除にも、**休業手当の支払を厳格化**

《4月1日施行項目》

- ・雇用安定措置に係る派遣労働者の**希望の聴取を義務化**
- ・マージン率等のインターネットによる開示の原則化

◇改正会社法（3月1日施行）

今回は、大きく分けて株主総会および取締役会に関する改正が行われます。実務への影響も大きいので、注意が必要です。株主総会関連では、①**濫用的な株主提案権行使を制限する措置の整備**、②**株主総会資料の電子提供制度**が創設されます。取締役会関連では、③**役員報酬等の規定の見直し**（一定の会社に対し、取締役の報酬等の決定方針を定めることの義務付け、取締役報酬としての株式の無償発行等）、④**会社保証・D&O保険に関する規定の整備**、⑤**社外取締役への業務執行の委託および、上場会社等への社外取締役設置が義務付け**られます。資金調達、M&A関連では、⑥**社債管理補助者制度**の創設、⑦**株式交付制度**が創設されます。

◆改正障害者雇用促進法（3月1日施行）

障害者に関係なく希望や能力に応じて社会参加でき

る共生社会を目指し、一層の雇用促進を図るため次の改正が実施されます。

- ・民間企業の障害者の法定雇用率が**2.2%から2.3%に引き上げ**られ、対象となる事業主の範囲が、**従業員数45.5人から43.5人に変更**されます。

◇雇用保険等の一部を改正する法律（4月1日施行）

高齢者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保を目的とした改正が行われます。

- ・70歳までの就業機会の確保（努力義務）
- ・労働者数300人超の大企業に対し**中途採用者比率の公表義務付け**

◆改正パートタイム・有期雇用労働法（4月1日施行）

パートタイム・有期雇用労働の雇用管理のため、改正法の適用対象が拡大されます。

①不合理な待遇差、②待遇に関する説明義務の強化③行政による事業者への助言・指導、裁判外紛争解決手続の整備の3つを柱として昨年4月から大企業に適用されていた改正法が**中小企業にも適用**されます。

◇改正意匠法（4月1日施行）

①複数意匠の一括制度の導入

従来は意匠ごとに願書を作成する必要があったところ（1意匠1出願の原則）、**複数の意匠を一括した願書も作成することができるようになり**、意匠出願手続が簡素化されます。

②物品区分の扱いの見直し

物品区分を柔軟化するため、**物品区分表を廃止**し、物品の区分は経済産業省令で基準を定めることとなります。

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正（4月1日施行）

パリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、住宅・建築物の省エネ対策に係る規制が強化されます。

①中規模オフィス等（延べ面積300㎡以上）について**省エネ基準への適合を新たに建築確認の要件と**すること

②戸建住宅等について

設計者である建築士から建築主に対して**省エネ性能に関する説明を義務付ける制度**の創設。

◇改正割賦販売法（4月1日施行）

クレジットカード決済の技術進展およびサービス多様化への対応のため、①**少額の分割後払サービス提供事業者について登録制度の創設**、②利用・返済実績や取引履歴等を解析する新たな審査手法の認定制度の創設等が行われます。